

平成28年5月定例教育委員会

日 時 平成28年5月17日（火）
午前10時00分～

○中島委員長

おはようございます。ただいまから平成28年5月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。それでは、教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明

○林教育総務課長

本日は議案6件、報告事項8件、計14件となっています。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

2 一般報告及び議案の概要説明 山本教育長

○中島委員長

それでは、教育長から一般報告と、議案の概要説明をお願いします。

○山本教育長

まずは一般報告をさせていただきます。4月30日から5月1日にかけて、布勢の陸上競技場で日本パラリンピックの陸上選手権大会が開催されました。初めて大阪以外で開催された大会でしたが、競技場も障がい者にも対応した仕様になり、バックヤードもトラックも含め、段差のないフラットな整備がされた中で開催されました。リレーで特別支援学校の子どもたちが招待されて一緒に走るということもあり、鳥取市内を中心とした小学生が学校単位で観戦するということもあり、観客も5千人を超える多くの方が観戦に来られ、ずいぶん盛り上がりました。前日にホテルで開会式があったのですが、室伏選手が来ておられまして、「障がい者のスポーツは、本当に知っている人は知っているが、なかなか国民の間に広がっていかないという中で、子どもたちが障がい者のスポーツに触れ、その話を家庭ですることによって親の方にも広がっていく、という広がり方がこれから求められていくのではないかと話されました。翻って考えてみると、それは障がい者のスポーツのことだけでなく、望ましい社会の在り方についても、我々は子どもたちに教育しておりますが、そのことが家庭を通じて広がっていくという発想でこれから取り組んでいくといいのではないかと、ということも感じました。

連休期間中の5月3日、4日にかなり強く風が吹きまして、それにより大山町を中心に国の重要文化財等にも被害が出ました。大神山神社で杉の木が倒れてきて屋根に突き刺さったり、現在保存の修理をしている門脇家住宅で、葺き替え中の屋根が強風で飛んだり木の壁が倒れたり塀が倒れたりしております。後程詳しく説明させていただきますが、今度の補正予算での補修の対応予算等についても、現在、検討、調整を進めているところです。

5月13日には、鳥取県教育センターでフォーラムを開催しました。長期研修生の研修の成果等について、できるだけ多くの方に聞いてもらおうということで、初めてフォーラムという形で開催しました。福井県に2年連続で職員を派遣し、いずれも派遣終了後は教育センターにて係長、指導主事として勤務しており、今回「福井県の教育力の秘密」という題目で、県内の教職員の皆様に研修に行った状況の報告等を実施しました。併せて、「アクティブ・ラーニング」と同様に盛んに言

われている、「カリキュラム・マネジメント」についての講演も実施しました。「カリキュラム・マネジメント」とは、子どもたちの課題を的確に捉え、それを改善していくための行動計画を作ってPDCAサイクルを回していくということが主な内容なのですが、県には県の、学校には学校の、学級には学級のカリキュラム・マネジメントが必要だと言われているもので、そうしたことの研究を進めておられる鳴門教育大学の村川教授にお出でいただき、その理論と実践等についてご講演いただきました。また、ICTの教室を利用し、民間会社の方にも来ていただきながらICT機器の使用方法や、現在使用しようとしているツール、プログラムの紹介なども実施しました。

本日で熊本地震が発生して一ヶ月となりますが、未だなお避難をしておられる方が一万人を越えており、テントや車の中で生活をしておられ、心からお見舞いを申しあげたいと思います。その中で、連休明けから学校が再開されてきており、子どもたちの心のケアが必要とされているという状況があります。これに対応すべく、5月15日から教育相談員を益城町に派遣しております。東部教育局の今西相談員を派遣し、1週間の間、現地の益城中央小学校454名と、同時にそこで授業をしている中学校の272名に対してカウンセリングをするということです。事前に現地の先生方がアンケートを取ったり子どもたち一人一人の様子をみたりした中で、100人以上の生徒について、カウンセリングが必要だとされている状況のようで、本日から個々の生徒対しカウンセリングを実施しております。様子を見ながらですが、引き続き、教員相談員あるいは養護教諭等の派遣も考えていきたいと思っております。

5月16日に、文化財保護審議会を開催しました。同日、鳥取創生チーム拡大会議があり、現在「元気づくりの総合戦略」というものを作っているのですが、その課題や現状について議論しました。教育委員会ではKPIのひとつとして学校支援ボランティアの人数をあげているのですが、既に目標としていた7千人を達成しておりまして、新たに9千人という目標を設定するといった報告もされております。特に社会動態について、県からの転出超過の状況がなかなか解消されないということで、県内に就職する高校生はそれなりにいるけれども、普通科などから県外の大学に進学すると、アンケート調査によると3割程度しか県内に戻って来ず、7割はそのまま県外に残ってしまうという状況があります。それを解消すべく、県外の方に対して色々な情報提供等をしたり、併せて県内の普通科の高校生等に対しても県内の企業の様子などの情報提供をしたり、キャリア教育の中で地元の良さ等々を知らしめるといったことが求められてきているという議論がありました。

本日、議案を6件提出させていただいております。議案第1号から第3号につきましては、来年度鳥取県の特別支援学校、特別支援学級、県立高校等において使用する教科書について議論をいただくための鳥取県教科用図書選定審議会について、委員の任命、諮問について、あるいは県立学校における教科書の選定方針についてご審議いただきたいと思っております。議案第4号から第6号につきましては、県立高等学校、特別支援学校の入学者についての選抜方針等についてお諮りするものです。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

3 議 事

(1) 議 案

○中島委員長

では、議題に入りたいと思います。本日の署名委員は若原委員と佐伯委員にお願いします。議案第1号は人事に関する案件ですので非公開で行うこととしたいと思いますけどよろしいでしょうか。

(賛同の声) それでは非公開で行うこととします。関係課長以外の方は席をはずしてください。では、説明をお願いします。

【非公開】

議案第1号 平成28年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について

○中島委員長

それでは公開とします。議案第2号について説明をお願いいたします。

議案第2号 平成28年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について

○足立参事監兼特別支援教育課長

先程委員を選んでいただきました教科用図書選定審議会に対して、今年度の特別支援学校の教科書採択に当たっての採択基準等について諮問をするものであります。特別支援学校、特別支援学級における教科用図書の採択基準について、同じく特別支援学校、特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について、また、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について、諮問をするものであります。流れとしましては、5月30日に第1回の教科用図書の選定審議会を開いて議論していただき、6月中に一般図書について調査員を設けて調査研究を行い、6月28日に第2回目の教科用図書の選定審議会を開いて必要な資料をそこで詰めていただき、そして7月上旬には教育委員会に対して、審議会から答申をいただくという予定としております。今回審議をいただく教科用図書は、文部科学省から新たに一般図書として追加された9冊についてです。この9冊について選定に必要な資料を審議会で作成していただきます。

○中島委員長

教科用図書はこの9冊の中から選ぶということですか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

いいえ、既に一般図書をたくさんこれまでも出していただいております、この度そこに9冊が追加されたということです。この9冊についてどんな教科書なのか、どんな図書なのか、どういう生徒に適しているのかという資料をつくって、それを学校に提示するという流れでございます。

○佐伯委員

教科用図書は、教科書とは違うものということですね。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい、そうです。検定教科書とは違いまして、教科用図書は、世間に出ている一般絵本とか一般の図書を、生徒の障がいの実態に合わせて教科書として使おうとするものです。

○中島委員長

それでは、よろしいでしょうか。議案第2号についても、原案のとおり決定といたします。続いて、第3号について説明をお願いします。

議案第3号 県立学校における使用教科書の選定方針等について

○足羽参事監兼高等学校課長

議案第3号では、県立学校における使用教科書の選定方針等について、審議をお願いしたいと思います。従前より、生徒の実態に即した確かな学力の定着、向上に向けてどのような教科書がふさわしいかということを校内で審議し、その結果を教育委員会に申請手続する、という手順を踏んでおります。資料中の(1)にありますアからキの観点について、そもそもどの教科書も検定を合格しておればそれぞれの観点到適合しているはずなのですが、その中でもどの教科書がより合致するかということをもとに、各学校で選定し、申請します。今回は、教科書問題等を受けまして、選定に当たっての留意事項について、その仕組をより明確化し、公平性、透明性を高めるために、管理職や、教科の主任や学科の主任といった関係教職員で教科書の選定校内委員会を設置し、こういう理由でこの教科書を来年度採択選定していく、ということ議論する校内会議を持つようにすることとしました。また、その学校がこういう理由でその教科書を選定した、という総括的なことについて、PTA関係者、学校評議委員、学校関係者等、学校の事情や状況、生徒の実態をよくご存じの外部の関係者に対して説明をして意見を伺った上で、教育委員会に申請をすることとしました。この2つについて、これまでと大きく変更しており、手続を制度化し、組織的に教科書選定を実施していこうということを通知していきたいと考えております。

○中島委員長

議案で諮られているのは、選定方針がこれでいいかということと、留意事項、採択の仕方がこれでいいかということですね。

○足羽参事監兼高等学校課長

そうです。

○中島委員長

いかがでしょうか。

○松本委員

選定委員会に諮問をして、その回答を得たうえで、それから更に各学校の教科書選定委員会で審議するということですか。

○山本教育長

選定委員会への諮問については義務教育学校での教科書についての話で、高等学校の教科書についてはそれぞれ学校で選定をして、最後は教育委員会が採択していくという流れとなります。

○坂本委員

教科で担当が複数いらっしゃる中で、その中で選定委員になられた方で教科書を選定していくのは分かるのですが、学校、教科によっては担当の人数が少ないところもあると思うのですが、そのときも複数で選定をできるのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

確かに、教科の担当が1名しかいない学校もありますが、だからといって他教科の担当が選定に加わるのは適切ではありませんので、その教科担当が責任を持って、こういう理由で選定したということが説明できるよう選定するように、周知したいと思います。

○中島委員長

この選定方針等はいいと思います。現在それぞれの高校がどういうふうに関性を持っていくかということが、すごく重要なテーマとなっていますが、個性と教科書の選定は、関係があるものなのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

生徒の実態に合った内容、レベルの教科書を選定しますので、それが多少関係してくることもございます。それぞれの学校で、教材としてこれがふさわしいだろう、と選択しますので、学校によって選択する教科書が違って参ります。また、教科書の数も学校で異なって参りまして、例えば普通科で開設科目の少ない鳥取西高校では選定する教科書は約40冊である一方、専門科目の選択のある専門高校の鳥取湖陵高校では、約70冊選定します。県内総数で約1400冊、各学校がそれぞれ必要な教科書を選んでおります。そこでそれぞれが教科書の内容、中身について生徒の実態に合わせるように選んでいます。

○中島委員長

教科書を選定したあと、資料集といった補助教材については、それから各学校の教科のチームや、担任の先生が適宜選ばれるかたちになるのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

はい、そうです。補助教材は教科書に準拠したものを選ぶケースが多いですが、中には問題集として別の業者のものを演習用として購入したりすることもあり、それは学校に委任しております。

○中島委員長

方針自体は問題ないと思います。あとは、今年から加わった教科書選定委員会のプロセスがうまく動くかどうかということについて、もし問題があるようでしたら教えてください。では、議案第3号についても原案どおり決定といたします。続きまして、議案第4号について説明をお願いします。

議案第4号 平成29年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針について

○足立参事監兼特別支援教育課長

来年度の鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針について、ご審議願いたいと思います。内容は、昨年度と変わってはおりませんが、特別支援学校の選抜について説明させていただきます。特別支援学校の幼稚部と、琴の浦高等特別支援学校と盲学校の保健医療科を除く高等部については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとしております。なので、選抜検査ではありません。出願については、学校教育法施行令第22条の3に障がいの程度、障がいの内容について記載があり、これに該当する幼児、児童、生徒、幼児が出願することができます。日程は、高等学校の選抜のスケジュールと同等で、2月中に出願期間があり、3月7日に検査を実施し、入学候補者を3月15日に発表するという流れで行います。続いて、盲学校の専攻科及び保健医療科の入学者選抜について記載しております。こちらのほうは選抜です。日程等については高等学校の入試と同じ日程で行います。検査の概要としましては、学力検査と面

接を行うもので、例年のものと変更はありません。なお、盲学校につきましては、毎年定員に満たないということが続いており、再募集を実施しております。以上でございます。

○中島委員長

今、盲学校は生徒数がとても少ないのですが、それは全国的な傾向なのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

そうです。全国的に子どもの数、生徒の数が減ってきていますので、それと同様に視覚障がい、聴覚障がいの学校の生徒数も減少してきております。また、弱視の生徒とか難聴の生徒の中には、地元の小中学校の支援学級に進級するケースがあります。そういうケースでは、小中学校の支援学級を盲学校の職員がセンター的機能でサポートしています。

○中島委員長

盲学校の方が、聾学校に比べて生徒が少ないのですが、これは視覚障がいの生徒の方が一般学校に行っている割合が高いということでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

割合では一概には言い切れません。状況として、弱視生徒は、地元の学校に行かれる生徒が多いのですが、全く見えない人はやはり盲学校を選ばれる方が多いです。また中途障がいの方が盲学校は非常に多く、高等部、専攻科になりますと、例えば50歳、60歳の中途障がいの方が入学してこられることが多いです。

○中島委員長

よろしいでしょうか。では、議案第4号についても原案のとおり決定といたします。続いて第5号の説明をお願いします。

議案第5号 平成29年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針について

○足立参事監兼特別支援教育課長

琴の浦高等特別支援学校の入学者の選抜方針について、審議願います。琴の浦高等特別支援学校につきましては、記載のとおり、基本方針に加え、開校時より3点を求める生徒像として挙げております。出願資格についても他の特別支援学校の高等部と変わるものではありませんが、鳥取県内に居住している者という条件をつけており、ここが他の特別支援学校と違います。入学者選抜のスケジュールは他の特別支援学校とは違っておりました、11月に出席を受け、12月8日、9日に選抜の検査を実施する予定にしております。選抜の検査の内容としましては、学力検査、適性検査、作文、個人面接を実施する予定にしております。合格発表は12月16日を予定しており、合格者については年明けの1月10日までに入学の確約書を提出して入学者が決まる予定です。また、定員に満たない場合は繰り上げ合格を実施し、それでも満たない場合は再募集を実施するというスケジュールとしております。

○中島委員長

直近の応募状況はどうだったのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

昨年度は48名の応募者があり、合格者が40名でした。初年度は定員に満たなかったのですが、2年目が応募者48名、3年目が43名、昨年度の48名、と推移しております。

○坂本委員

出願書は生徒自身が書かれるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい。大体は中学校の担任が指導しながら、本人が書いて出願します。琴の浦高等特別支援学校の出願書は少し長いのですが、一生懸命書いて出願してくれます。

○中島委員長

先ほどの議案4号の特別支援学校の基本方針で、検査内容について、選抜試験を実施しない方には高等部のうち盲学校保健医療は除くと記載があるのですが、琴の浦高等特別支援学校を除く旨は記載しなくでもいいのでしょうか。

○田中次長

特別支援学校と高等特別支援学校は区別の違うものとして分けています。琴の浦高等特別支援学校の選抜方針についても、これまで琴の浦という固有名詞を入れておらず「高等特別支援学校の入学者の入学選抜方針」としていたのですが、学校ができてからもう4年経ちますので琴の浦高等特別支援学校、と記載しました。もともと区別が違うということで、整理しております。

○若原委員

そのように説明いただけたら理解できるのですが、紛らわしいので一般の人からも今のような疑問が出るのではないかと思います。

○田中次長

次年度に向けて、改めて全体の位置付け等について整理して、どう表現していくかということを検討させていただきます。

○中島委員長

分かりました。議案第5号も原案どおり、決定いたします。では、議案第6号に移りたいと思います。

議案第6号 平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について

○足羽参事監兼高等学校課長

平成29年度鳥取県立高等学校の入学者選抜方針についてご審議をお願いします。この選抜方針につきましても、高校入試についての大枠を決定するものと考えております。細部につきましては、この選抜方針に基づき、取扱要領で記すことにしております。資料に、全日制、定時制における入学者選抜について説明しております。まずは期日についてですが、推薦入学については平成29年2月10日に、これまでどおり、面接、口頭試問と、必要に応じて小論文、実技検査等を実施する

こととしております。選抜結果の通知は、3月15日に一般入学者選抜と併せて実施します。推薦入試につきましては、昨年度から全国募集を導入しております。募集生徒数の5%以内とか、体育コース等の特色あるコースとか規程を設けながら、中山間地にある学校など魅力化に取り組んでいる学校等について、各学校の活性化を図る、特色化を進めるために、全国からの生徒募集を認めることとしております。昨年度は応募者が若干少なかったですが、少しずつ定着していくよう周知を図っていくことで、学校の特色化に役立てていければと考えております。

続きまして、一般入学者選抜についてです。期日は、校長等で組織しております高校入試改善の協議会等と話し、中学校側の要望、高校側の体制等を勘案し、平成29年3月7日、8日の2日間にわたって、学力検査と面接検査を実施することとしております。合格発表は3月15日で、先程申しました推薦入試の内定者と合わせて合格発表を行います。通信制課程における入学者選抜等については昨年度と変更はございません。配慮事項に関する記載は、昨年から大きな変更をしております。検査に当たっての配慮について、今年4月に施行されました「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨に基づき、」から始まる一文を、鳥取県としてこのことについて意識をした上で必要な配慮を行っていくということを明確に方針として打ち出すべく、記載の追加をしたいと思っております。具体的な配慮の内容につきましては、取扱要領にて詳細を示していきたいと思っております。これまでも、身体等に障がいのある生徒、日本語指導の必要な帰国子女等に対し、拡大文字、座席の配慮、補聴器等、いろいろと個別で対応してきておりましたが、今回、身体等に障がいがある生徒に対する主な配慮事項について記載をしております。特に検査時間の延長はこれまでは実施をしてきておりませんでした。必要に応じて配慮すべきと考え、個々の生徒の状況を十分に把握した上で、1.3倍または1.5倍、筆記試験50分に対して、15分間または25分の延長を状況に応じて実施をしたいと考えております。この1.3倍、1.5倍という数字の根拠は国の大学センター試験での措置と同様としております。その15分、25分が適切かどうかは検証が必要なのかもしれませんが、規程を設け、個々の生徒の状況を十分に鑑みて判断、実施したいと思っております。この部分について、新たに法改正を受けて県の教育委員会としても合理的な配慮を進めていく上でも必要だということで判断し、変更したところであります。

○若原委員

先ほど上げられた合理的配慮ですけれども、身体等に障がいのある生徒に対する配慮についてどれを適用するか判断は誰がされるのですか。

○足羽参事監兼高等学校課長

添付資料に、配慮事項の決定ということで検討の流れを書いております。出願前申請、出願時申請という2種類の申請の方法を上げておりますが、ここも今回変更しているのですが、出願前に具体的にこういう障がいがあるので、こういう処置をお願いしたい、という申出が生徒から中学校にあり、中学校から県教育委員会に申請が出てきて、そこで教育委員会で十分中学校側と連携を取りながら内容を確認し、この対応をする、ということ中学校の校長に通知し、その通知を持って志望校に出願するという流れとなります。

○若原委員

すると、生徒本人や保護者と面談をされるのは中学校で、そこからの要望を県教育委員会が聞いて判断して中学校に通知をするということですね。面談したりするのは生徒を受け入れる高校側ではないということですね。

○足羽参事監兼高等学校課長

志望校が未確定であっても、配慮の内容が決まり、では、最終的に志望校はここにします、というように出願するまでに十分な配慮の検討と本人の志望の検討の時間を確保するために、こういう流れの申請前手続を設けております。

○松本委員

配慮事項について、身体の障がいに対する配慮はこの障害者差別解消法の趣旨に基づき行うものである一方、後段に記述のある帰国子女に対する配慮はこの法律とはまた別のものなのですが、原案の記載ではその区別ができていない記載となっていると思います。記載の順番を修正できないでしょうか。

○山本教育長

そうですね。記載の順番をちょっと変えたほうが良いと思います。

○足羽参事監兼高等学校課長

そうならないように、文書を修正します。

○坂本委員

海外帰国生徒等への配慮として、辞書の持込みが挙げられていますが、持ち込める辞書はどの程度の辞書なのでしょう。言葉を調べるためだけなら問題ない、と思うのですが、辞書にも色々あると思いますので。

○中島委員長

漢字を書く問題があって、辞書を引けば漢字が書いてあるということではいけませんし。

○足羽参事監兼高等学校課長

確かに、書き込みのある辞書等、不正につながるような辞書は除外しなくてはいけないと思いますので、制限を明確にしていきたいと思います。現在の資料では方針しか記載しておりませんので、今後作成する個別の取扱要領にこうした内容を記載しますので、今ご指摘いただきました点に十分配慮した取扱になるようにしていきたいと思います。

○中島委員長

いずれにしてもレアケースでしょうね。今後増えてくるようにも思うのですが、現在もこういうケースはあるのでしょうか？

○足羽参事監兼高等学校課長

近年では聞いたことがないです。帰国子女等でも日本語を話すことができる生徒もおりますので、その生徒が理解できれば、こうした配慮が必要ないということですので。

○佐伯委員

平仮名は読めても漢字が読めないということもあると思うので、個別に検討ということですね。時間延長については、読み書き障がいのある生徒のことを視野に入れた配慮なのでしょう。

○足羽参事監兼高等学校課長

そうです。個別の状況に応じて、こちらも検討していきたいと思います。

○中島委員長

厳密に言い出すと本当に難しいですね。高校入試については、選抜のための試験ということもあるけれども、可能性を拾うという試験でもあるので、その辺の微妙なバランスを判断しないといけませんし。これは運用していく中で問題があれば対応していく、としておくしかないですね。

推薦入試の全国募集についてなのですが、来年の3月に行われる入試の募集については、これから各学校から希望が出てくるということでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

最終的には、この方針を受けて、各学校から希望が出てきます。

○中島委員長

今年の実績を見ると、志望者数が0という高校もあるのですが、これはどう捉えたらいいのでしょうか。

○山本教育長

初年度ということで、周知が行き渡っていなかったということもあるでしょうし、各学校が普通に募集をしても、全国に対してのもので、なかなか反応がなかったということだと思います。県の教育委員会事務局でまとめてPRしていくなどを、していかないといけないかと思います。

○中島委員長

とくに体育系は、部活を絞って募集しており、八頭高校のバレー部とか、ある程度絞っているということは全国への発信力がある程度あるのではないかという読みだったと思うのですが、端的に言うと言いが甘かったということではないでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

昨年度は新規での実施で、希望に対して対応したいということで、中山間地にある学校等に対し、スポーツに力を入れていきたいということで県教育委員会も応援するべく設定したのですが、受験者数がおらず手が挙がらなかったは周知の問題と、鳥取まで行く、という判断までは至らなかったということだと思います。

○中島委員長

こういったマーケティング的な部分の判断、こう言って募集すれば中国5県の中でも他の県の学校にはない競争力が出るというようなことについて、基本的には学校の判断で、それを教育委員会がサポートしていくということになるんですね。

○山本教育長

そうです。今回、枠組が先行してしまって、実際に生徒に志願してもらおうというところまでの戦略だとか十分ではなかったという反省はあります。

○坂本委員

倉吉農業高校は受験者1名に対して合格者が0名だったということですね。これはなぜなのでしょう。せっかく受験されたのに。

○足羽参事監兼高等学校課長

これは推薦入試の選抜と同じように、面接試験等を実施する中で合格に適さないという結果によるものです。

○佐伯委員

やはりしばらくやってみないとわかりませんね。

○中島委員長

そうですね。やるからには結果を出すべきだと思います。例えば倉吉農業高校でも学校の歴史を聞くと、中国5県の中でもより特別な地位を持った農業高校として、中国5県から農業に対してより意気込みのある生徒を集めるということでもいいと思います。

○田中次長

県が移住等に関するフェアを実施している中でブースを出して、農業に関心のある親御さんの世代にもアプローチしながら生徒の募集の周知をしたりしています。実際に数年前に九州のほうから来た生徒がおり、入学後もその生徒が中心となってクラス全体を引っ張ったということもありました。移住に絡めたようなアプローチをここ何年かやってきており、たまたま今回は1人が受験して合格までは出せなかったということなのですが、今言われたように倉吉農業高校は中四国地方の中でも特色のある学校なので、続けていくということが大事だと思います。

○山本教育長

一般入試も含めた募集人数を満たすように取り組む必要があると思います。

○坂本委員

配慮に関する部分について、生徒やその保護者の方に対して、「受験に際してこういう配慮ができます」という周知はどのように進められるのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

中学校に要綱に関して十分説明をしていきますので、中学校を通して、生徒、保護者の方に「配慮ができますから」というかたちで周知していこうと考えております。ここの部分についてもしっかりとできるようにしていきます。

○中島委員長

では、議案第6号については、配慮事項についての記載について一部修正した上で、報告事項の後で内容を再度確認してからの決定としましょう。

(2) 報告事項

○中島委員長

続いて報告事項に移ります。はじめに事務局から説明していただいて、そのあとに各事項について質問ということにしたいと思います。報告事項のアからオと、キ、クについて説明をお願いします。

報告事項ア 平成29年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項について

○小林小中学校課長

報告事項ア、平成29年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項につきまして報告させていただきます。先日の県教育委員会委員協議会におきまして、今年度を実施する試験の変更点についてご説明申し上げ、ご意見をいただきました。それを踏まえ、本日資料でお出ししております実施要項を作成し、既に公表して出願を受け付けているところです。実施要項に赤字の部分がかなりありますが、この赤字の部分は、変更点、特に受験者に注目してほしい点、留意してほしい点、を記載しているものです。この要項は、5月11日に記者発表を行い、翌日12日の朝刊等で既に報道がありました。新聞等でも記載されましたが、新たに、英語に関する資格の所有者への加点、複数免許状の所有者への加点、中学校、高等学校の共通の試験区分を廃止してそれぞれ校種ごとに求める人材を整理して試験区分を整理した点、集団討議を全試験区分校種において実施する点等について変更しております。

報告事項イ 平成27年度特別支援学校高等部及び専攻科卒業生の進路状況について

○足立参事監兼特別支援教育課長

特別支援学校高等部及び専攻科卒業生の進路状況についてご報告いたします。資料中の表は学校ごとの卒業生の進路状況をまとめたもので、下のグラフは右側が卒業生の状況、左側が参考として昨年度の卒業生の状況です。琴の浦高等特別支援学校からの初の卒業生が出たこともあり、就職者数、就職率とも前年度を大きく上回り、61名、46.9%の生徒が就職をしております。福祉就労も44名が職に就き、また他についても、生活介護施設入所等、記載の割合でこの春の卒業生がそれぞれの進路先に至っております。次のページの折れ線グラフ・棒グラフは、平成7年からの就職者数、全卒業生に対する就職者の割合を表したものです。平成19年、20年ぐらいから県教育委員会としても取組を強めて参りまして、少しずつ就職者数、割合が上がってきています。

報告事項ウ 平成27年度特別支援教育体制整備状況調査結果について

○足立参事監兼特別支援教育課長

特別支援教育体制整備状況調査結果がまとまりましたのでご報告をさせていただきます。1番の校内委員会の年間計画への位置付けの状況については、かなりの学校において年間計画への位置付けがされてきている状況です。2番の校内委員会の年間開催回数につきましても、3回以上開催する学校が増えている傾向にあります。これはLD等専門員の相談活動において校内委員会に関する助言に重点をおいて取り組んできたことの成果が表れたものではないかと分析しております。3番で特別教育主任の指名状況、4番で個別の指導計画の作成状況、5番で個別の教育支援計画の作成状況をグラフにしております。個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成については、両方で、いずれの校種でも作成人数、作成率が上がってきております。学校で作成することについての意識が段々と上がっている状況にあると考えています。ただ、この表には記載がありませんが、詳細の調査をする中で、学校で作成が必要と思っても実際に作成していない生徒も何人いるというこ

ともあり、理由は、保護者の理解がなかなか得られないという状況が多かったという結果も出ています。6番は前籍校からの引継ぎの有無に関する状況をグラフにしており、7番は、引き継いだ方法についてグラフにしております。支援シートの使用、口頭で引継いでいるというような状況が学校種ごとに見て取れると思います。なお、前年度と比べて口頭による引継ぎの割合が少し減少しており、支援計画等の書類を活用した引継ぎが少しずつ増えてきて定着しつつあると見ております。8番は、進学・就職先への引継ぎの状況、9番は引継ぎの方法についてグラフにしております。ここで不思議なところがあるのですが、7番の中学校の部分と9番の小学校の部分と比べていただくと、小学校としては797名引継いだと言っておられるのですが、中学校としては324名しか引継がれていないというように、両者の間に差があることが見て取れます。ここで両者の認識について数の差が出るのが、これからの課題として見えてくると考えております。これについて分析しますと、小学校は口頭で引継いでいる数が半分近くありますが、中学校では口頭で引き継がれたとしている件数は多くなく、口頭によって引継いだつもりであっても、中学校側としては引継がれていないという意識があるのではないかと思います。この辺については、個別の支援計画のシートを使って引き継ぐことによって学校での認識の差が埋まってくるのではないかと考えております。10番は、校内の研修の状況であります。ほとんどの学校がいろいろなかたちで研修を実施しているのですが、内容の向上、研修の活性化がこれからの課題ではないかと考えております。

報告事項エ 平成28年度全国高等学校総合体育大会開催準備経過報告について

○吉田体育保健課長

報告事項エ、平成28年度全国高等学校総合体育大会開催準備経過報告について報告させていただきます。本年7月28日から鳥取県内で開催されます全国高等学校総合体育大会の4競技の進捗状況についてですが、全国から県内へ訪れる4万人の選手、監督、役員、応援者の皆様に満足していただくような大会運営を目指して、会場地実行委員会と連携をして準備を進めております。また、選手強化も着々と成果を上げており、今年の大大会の主力選手になる生徒が出場した全国新人大会等で好成績をあげております。例をあげますと、相撲は今年2月6日の全国高校選抜大会弘前大会で鳥取城北高校が3年ぶり5度目の団体優勝、3月24日からありました全国高校相撲選抜大会で鳥取城北高校が団体戦3位という成績を残しております。弓道では、平成27年12月に行われました全国高校選抜弓道大会で鳥取西高校の西田選手が個人で優勝、米子高校が男子団体に5位、倉吉西高校が女子団体に5位となりました。なお、昨年の近畿総体では境港総合技術高校の女子が優勝しており、和歌山国体でも鳥取県初の競技別天皇杯を獲得したところでございます。自転車では、3月24日に行われました全国高校選抜自転車競技会におきまして個人で準優勝や3位の選手が出ております。

今後の実行委員会の動きについてですが、若干残っている練習会場や駐車場等の整備、広報活動等に力を入れて参ります。また、今月末に県の高校総体が開催され、この大会によって全国高校総体に出場する選手が決定しますが、逆に、出場できなくなる生徒も決定します。これらの生徒たちの協力もいただきながら競技補助役員や、「おもてなし隊」などの最終編成をして大会に臨みたいと思います。

2頁に総合ポスターを記載しております。図案は現役の生徒によるものであります。3頁は入賞メダルでございます。4頁には広報活動に活用した物品等を記載しております。委員の皆様にもお配りしておりますが、ボールペン、クリアファイル、キズバンド等を使いながら周知しているところです。5頁は高校生が活躍してくれている様子の写真です。朝早くから挨拶運動等、一生懸命活動してくれています。鳥取マラソンにも参加してくれました。それから、おもてなしキャラクター

のデザインも載せております。6頁にそれぞれの競技会場及び競技日程を記載してございます。委員の皆様も、ご多忙とは思いますがぜひ会場に足を運んでいただいて高校生の活躍に声援を送っていただきますようお願いいたします。また、後日ご案内をさせていただきたいと思っております。

報告事項オ 学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について

○吉田体育保健課長

続きまして、報告事項オ、学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について報告をさせていただきます。学校給食における地産地消を目指して平成13年度から取り組んでおりますが、県内産食材使用率が平成27年度には71%となり、過去最高だった昨年度と比較して2ポイント落としたものの、高い水準を維持しました。本統計では、平成23年12月に制定された鳥取県産業条例に基づき、平成24年度の調査から県産品利用率について集計しております。県産品とは、表中①にある県内産の原材料を使用したもの、②にある国内産の現在料を県内で加工したものを使用したもの、例えば県外から水揚げされた魚を県内業者が加工したもの、③にある外国産の原材料を県内で加工したものを使用したもの、例えば外国産の大豆を使用して県内の業者が豆腐や醤油・味噌・油揚げ等を作ったものをいいます。これら3つの区分の合計で市町村の利用率を見ています。鳥取市は、①の県内産食材使用率が71%、②の国内産原材料を使用したものが0%、③の外国産原材料を使用したものが2%で、それらを合計し、県産品使用率は73%となります。米子市は同じ見方をしますと59%、倉吉市は71%、境港市は62%になります。使用率の高い市町村を見ますと、北栄町が97%、三朝町が94%、若桜町、日吉津村が90%です。使用率の低い市町村が米子市の59%、境港市の62%です。智頭町は85%ですが、昨年度比較ではプラス11ポイントという県内トップの上げ幅でございます。

次に食材の生産地別使用状況を3頁に記載しております。県産品利用としまして、先ほどと同様に①、②、③の合計で使用率を見ております。県産品使用が100%に達した品目が12品目ありました。白ネギ、筍、梨、柿、ブドウ、トビウオ、カレイ、アジ、シロハタ、油揚げ、オカラ、醤油でございます。

全体での使用率が今年73%から71%に2ポイント減少となった要因について分析しましたところ、天候等の影響で全品目の重量の6割を占める野菜類の県内産割合が減少したことがあると考えています。また、県全体の使用量の大半を占める4市での使用率が減少しております。それぞれ昨年比較で、鳥取市で1ポイント減、米子市で2ポイント減、倉吉で1ポイント減、境港市で5ポイント減となっております。その中で、現在使用率が若干低い境港市と米子市に更なる働きかけを実施する予定です。米子市は平成27年度4月から中学校でセンター化、境港市は平成27年度2学期から中学校の給食の開始に伴って小学校も合わせてセンター化した、という状況で、両市とも学校給食提供の歴史がまだ浅いことも要因ではないかと分析をしておりますので、物流を担ってくださるJAの協力や、過去に鳥取市での使用率を上げたノウハウ等の研修会での紹介等、今後連携していき使用率が伸びるように働きかけをしたいと思っております。引き続き全県での使用率の維持向上に努めて参りますが、加えて食を通して子どもたちが地域の産業や食文化への理解を深めたり郷土を大切にするような心を育む取組みも引き続き図っていきたいと考えております。

報告事項キ 国指定重要文化財の暴風による被害状況について

○片山文化財課長

続いて報告事項キ、国指定重要文化財の暴風による被害状況について報告を申し上げます。5月3日の午後から4日にかけての暴風により、大山町内で大神山神社の奥宮、門脇家住宅の2件の重要文化財が被害を受けました。大神山神社においては、裏山にある木が暴風により折れて、その先端が屋根に突き刺さってしまっております。それから右の写真にありますように、屋根のこけらがかなりはがれるという被害もございました。門脇家住宅についてですが、まず左下の写真の通り、茅葺きの屋根が乱れる被害がございました。門脇家住宅は平成26年度から平成28年度にかけて修理事業を行っているところで、この茅葺きについては平成27年度にふき替え工事が完了したばかりで、このゴールデンウィークにお披露目も兼ねて一般公開していた最中でした。角のところの部分が強度が弱く、この部分の茅が飛ばされてしまいました。その右側の写真ですが、敷地の表からは見えない裏手になるのですが、塀の一部が崩れてしまっております。

大神山神社と門脇家住宅のいずれも復旧に向けて、現在大山町と話しております。大神山神社で、概算ですが応急処置に300万円程度かかるのではないかと考えております。門脇家住宅の方は、もう1回茅を整えるのと塀を建て直すのに約1000万円程度かかるのではないかと見込んでいるところです。いずれも5月に県議会に予算をお願いするべく調整を図っているところです。

報告事項ク 熊本地震に係るスクールカウンセラー等の派遣について

○林教育総務課長

熊本地震に係るスクールカウンセラー等の派遣について報告します。教育長の一般報告にもありましたが、熊本地震について、5月8日に知事が現地を視察され、その状況と、益城町町長と意見交換等を踏まえて、体制が整うまでの支援として、スクールカウンセラーを派遣することとしました。5月15日から派遣を開始しており、本日が3日目で現地では具体的なカウンセリングに入っているという状況です。併せて、先週全国知事会を通して養護教諭の派遣要請もありましたので、それに対応するべく第二陣、第三陣として、スクールカウンセラーとともに養護教諭も派遣することを決めております。今回第一陣の状況を踏まえてどこまで支援ができるかということも見定めつつ、今後の派遣等についても検討しなければならないと考えております。これから具体的な状況が入ってくるころなので、またご報告したいと思います。

○中島委員長

では、今報告があったことについてご質問等をお願いします。

報告事項アについて、実施要項は赤字部分が非常に多いですね。これはすべて重要だし、受験者がしっかりと読むものなので、これでいいのでしょうか。公立学校の教員採用試験の面接や、集団討議の現場等を我々が見せていただくことは可能なのでしょうか。

○小林小中学校課長

可能ではあると思うのですが、検討が必要と思います。受験者にとって同じ環境で試験することが必要だと思いますので、ある人のときは人数が何人で、別の人のときには何人だというわけにはいきませんので。方法について、検討させていただきたいと思います。

○坂本委員

報告事項イについて、就職状況のうちA型というのはどういうものなのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

福祉就労なのですが、就職先との間で雇用契約があり、最低賃金を満たした契約をしているものについて、就職として位置付けており、A型としております。今まで作業所といわれていた、最低賃金を満たしていないかたちでの福祉就労はB型というように分類しております。

○中島委員長

就労の望ましい在り方というのはどうなのでしょう。就職の人が増えて福祉就労が減ってくるのが望ましい、ということになるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

単純に就職が増えるということだけではなく、まずは働きたいという意欲を持った生徒が増えていき、そして働きたいという生徒が希望する就職先に就職できることが大事だと思っております。働きたいという意欲が高まらない生徒もおりますし、逆に働きたいと思っても能力的に難しく就職がかなり困難だという生徒もおりますので、働きたいという生徒を増やすこと、それから働きたいという生徒をしっかりと教育して、働けるようにしていくことが大事だと思っております。

○中島委員長

働きたいという生徒を育てることが大切なのですね。

○足立参事監兼特別支援教育課長

そうですね。

○中島委員長

先ほど議案の中で話にあがった琴の浦高等特別支援学校の位置づけなのですが、ここの進路状況の表で他の特別支援学校の高等部と並んで比較されているのを考えると、やはり整理が必要なように思います。

就職状況について、ここ3年間は就職率も人数も伸びているのですが、その前の平成24年から25年にかけては数字が落ち込んでいますが、これについての理由は分かりますか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

年によって就職の希望者が多少増減する場合がありますし、その時の社会の景気状況によって難しい状況が出てくることもありますので、一律に右肩上がりということにはならない中での増減ではないかと思えます。

○中島委員長

障がいのある方の雇用については、企業への依頼等、県のどこの機関が担当しているのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

商工労働部、または労働局と連携しながら企業への啓発や職場開拓をしております。

○山本教育長

教育委員会も一緒に行って、経営者の団体等に依頼しています。

○田中次長

企業の方でも障がい者の法定雇用率を達成したら、また雇用率をさらに引き上げるように動いています。先ほどの就職状況の増減の波も、法定雇用率の引き上げに伴って企業が障がい者雇用について注力したということも関連しているかもしれません。たぶん景気の動向に加えて、法定雇用率に関連する動きもリンクしているのだと思います。

○坂本委員

先日とてもいい話を聞いたのですが、羽合町の東郷池のほとりにパニーニという障がい者の方も働く喫茶店があり、旅館組合で泊まったお客さんが朝飯を食べたら10時には出ないといけないので、東郷湖半をウォーキングしながら昼食はパニーニで食事して帰るという流れができています。それぞれでつながっているということでした。旅館組合とパニーニがつながっており、そこで皆さんが生き生き働いているということでした。旅館組合の方も熱心で、時々パニーニに手伝いに行ったり、研修したりされているそうです。国や県や地域など色々な方のつながりが、そういう形で表れているのではないかと思います。

○佐伯委員

障がい者の方が継続して働けばいいのですが、就職先での人間関係ですとか、そういったところうまくいかないことが出てくる可能性がある中で、その辺のフォロー体制が気になります。高校生の就職も、就職率は上がっているけれども離職率がやや高いということを聞くのですが、特別支援学校の卒業生の職場での定着についてもフォローが必要だと思います。ずっと働こうという意欲を持ち続けて気持ち良く働ける環境だったらベストなのですが、そうでない場合への対応も含めて、相談等の実施について、1年間とか、数年間といった継続したフォローはあるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

昨年度から琴の浦高等特別支援学校に定着支援のコーディネーターを配置し、就職率ばかりではなく、いかに職場に定着していくかということの一つの大きな課題として取り組みつつあります。実際に卒業生のフォローについては、学校もある程度連携はしますが、就職後はそれぞれの県域に障がい者の就業生活支援センターがありますので、そこでしっかりとフォローできるように、移行をしていくかたちでの連携を取りつつあるところです。

○佐伯委員

卒業生は、困ったら就業生活支援センター等に相談に行けばいい、という情報は持っているのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい、持っています。卒業までに、そういうところがあるということを生徒、保護者に情報提供しますし、学校によっては卒業までにその支援センターの方に来ていただいて、顔つなぎをする取り組みもしております。

○山本教育長

実際に、この4月に琴の浦を卒業した生徒で、ちょっと人間関係のトラブルがあったのですが、支援センターを利用して、その後うまく働き続けていけているという事例も出てきています。

○佐伯委員

在校生のときは自分を守ってくれるものがあり、自分も守られている感じがあると思うのですが、自立して社会に出たときに、ちょっとしたコミュニケーションをとること、特に休憩時間等を苦手としていると聞いていたので、孤立するようなことがないか、その辺が少し心配だと思います。

○中島委員長

琴の浦高等特別支援学校の生徒は、ぱっと見ただけでは障がいがあるということが分からないことが多いですしね。

○足立参事監兼特別支援教育課長

そうですね。ぱっと見ただけでは普通の高校生とどこが違うの、というように企業の方が見られることも多々あります。

○中島委員長

教育委員会ですることには限界もありますが、社会に出てからしっかりと働けるというのは大切な問題なので、できることは取り組んでいかなければいけないと思います。

○若原委員

報告事項ウについて、個別の指導計画とか個別の教育支援計画というのは、作成が義務付けられているというわけではないのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

特別支援学校については義務付けられていますけれども、小中学校については作ることが望ましいというかたちになっています。

○中島委員長

個別の指導計画の作成や、校内委員会の年間計画への位置づけについて、義務付けられてはいないけど、したほうが望ましいということについて、制度を作って、鳥取県内では100%実施となるように徹底していくことはできないのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

校内委員会はその学校においても設置するようにしています。年間計画への位置付けについて、何月に校内委員会をするというように年度当初から計画をしている学校と、校内委員会は持っているけれども計画はしておらず必要に応じて実施している学校があり、そこで違いがある状況です。

○中島委員長

校内委員会の役割はどういうものなのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

校内委員会は、特別な支援が必要な生徒について、校内でどういう手だてをしようかということをお話し合う会です。

○若原委員

該当する生徒がない場合はその委員会は開かないということもあるわけですか。

○足立参事監兼特別支援教育課長
そうです。

○佐伯委員
でも、ゼロということはないと思います。

○中島委員長
校内委員会を年間計画に位置づけている学校では、該当する生徒の有無にかかわらず計画通りの回数を実施するということですね。

○佐伯委員
計画通りの実施に加えて、何かあったら臨時で開催する、という学校が多いと思います。

○中島委員長
例えば、引継ぎの有無についても、大半の学校がしている中で、していない学校もあるのですが、必ず引き継ぐこととする、というようにはできないものなのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長
勝手に外部に情報を出すことはできませんので、保護者が引継ぎについて許可しなければ引き継げない状況があります。また、ある程度定着の状況が改善して、引き継ぐ必要がないと本人や保護者が判断して引き継がないという場合もあると思います。

○中島委員長
原則は引き継ぐこととして、今例に挙げられた強い希望がある場合や改善した場合は例外して扱う、ということにはできないのでしょうか。今まで話を聞いていると、基本的には引継ぎがあった方がいいと思います。そこで遺漏がなければいいのですが、引継ぎがされるべきだったのにできていないというケースがあるようであれば、原則は引き継ぐとすることも必要だと思います。

○足立参事監兼特別支援教育課長
ルール化をできるかどうかはわかりませんが、学校としては引継ぎを実施する方が好ましいという認識はあると思いますが、先ほど言ったような状況があつて引き継がれないということもあるのではないかと思います。

○中島委員長
これは法律や規則に則って行われているものではないのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長
はい、ありません。

○寺谷教育次長

学校の内部的にはルールはあります。支援レベルを、学級で対応できるもの、学年で対応できるもの、学校体制で対応できるもの、外部機関で対応するものと四つに分けて、外部機関で対応すべき支援レベル4というものについては、支援計画として明確につくることとしています。支援学級においても作成しますし、通級等に通っている場合も外部と連携するものであれば作成しますし、医者に通っているケースも診断名がつかますし、支援レベル4として計画を作成します。学校の中での委員会は、支援レベルを確認する会という意味合いで定期的実施しています。その中で、通院していて診断名が付いているけれども、先程ありましたように保護者の理解が得られないので目標設定等ができず、支援計画、指導計画を作成できない場合があります、そういう生徒が進学するときには引継ぎする文書がありませんから、口頭でとりあえず引き継ぐということになります。保護者の理解が得られて作成することができたら100%の実施になると思いますが、なかなかそこが越えられないところです。保護者の方も中には診断までは行って診断を受けても、新学期は入級しないとか通級に行かないとか、または支援計画、指導計画は不要で、通常学級で過ごします、という方もいまして、文書で支援計画、指導計画を作成し、引き継ぐことが100%の実施にならない原因となっていると思います。学校現場としては、支援レベルに応じて支援計画、指導計画を作成して網羅し、それを校内支援会議で確認していくというはすでにしております。ただ学校規模によって、支援対象が一人とか二人であれば、全体の会議とするのではなく、個別の支援会議としてすればいい、と判断する学校もあり、それも100%実施にならない要因の一つだと思います。

○中島委員長

そうすると、今の教育次長の判断だと、正直言ってこれ以上数字は上げられない、ということなのででしょうか。

○寺谷教育次長

そういうわけではなく、保護者に対する啓発により、数字を上げていくものと考えています。子どもの支援のために保護者の理解が必要で、道は険しいと思いますが、校種をまたがっても、作成した計画がずっと引き継がれて、就職までつながっていくようにご理解いただけたら作成が進むと思います。保護者との話の中で、理解いただいて作成に至るケースもありますので。常に新しい子どもたちが入ってきますので、ずっと100%を維持し続けられるかどうかというのはまた別の話になるのですが。

○松本委員

学校側が個別計画を必要と考えている生徒数と保護者側が必要と考えている生徒数に認識の違いがあるということでしょうか。例えば特別支援学級について、特別支援学級に在籍するということは、保護者の理解がないと入れないので、そこで保護者の理解が得られず支援計画の作成が100%実施にならないのは、どういうことなのでしょう。

○山本教育長

確かに、特別支援学級では100%としていかなければいけないと思います。現在の集計が、従前の項目に従って行っているもので、全体の生徒の中での作成割合を出しているのですが、我々の施策の進み具合からいくと、こういうデータも必要ですが、もう一歩進んで、本来作らないといけない人に対してどれだけ実施出来ているかということを見に行く必要があると、今の議論を聞いて思いました。作成割合に加えて、計画が作られていないという原因はどうなのかということにも踏み込んで。

○中島委員長

クラスの中で、教員等が一般的に見てあの生徒はおそらく発達障がい等があると思っても、保護者がそのことをきちんと捉えてくれないというケースがあった場合に、そのコミュニケーションを図っていくのはどういう人が関わることになっているのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

特別支援教育の主任ですとか、担任、校外の特別支援学校のコーディネーター、LD等専門員等、状況によって様々な人が関わりながら、その生徒の力を適切に伸ばしていくためにどういう支援が必要かというところから話していくことになると思います。ただ、保護者の中には支援計画を作ること自体がその生徒に障がいがあるというレッテルを貼られる、と思われる方も実際にいらっしやあって、そういう方にいろいろな話をしながら適切な支援のためにこういうものを作るのだ、という話をしていくのですが、なかなか十分に理解していただけずに、まだ作れなかったという実情があります。

○中島委員長

なかなか数値化できないことだと思うのですが、そういったことはレアなケースなののでしょうか、それともそれなりにあるのでしょうか。

○佐伯委員

多いですよ。保護者は、最初はなかなか自分の子どもに障がいがあるということは受容できません。いろいろな困難さが見えてくるようになって、だんだんと「そうかなあ」と思うようになってくるものです。

○若原委員

大学の場合、小中学校とはちょっと事情は違うと思うのですが、私が勤めていた大学では3月までの間、4月からの障害者差別解消法の施行を前に、特別支援計画を作成する必要があるということでのいろいろな作業をしました。その一つとして事務の窓口や学生相談室に相談に来る学生の中から障がいがあると疑われる生徒40数名分の資料を作ったのですが、その学生一人一人に対して勝手に支援計画を作成するわけにはいきません。その40数名の中から自分で履修相談にきて、特別な配慮をしてほしいと言ってきた学生だけに対して支援計画を作ることになったので、結果的に計画を作成したのは40名に対して8人程度でした。残りの30数名は、多分本人としては自分では困っていないと思って相談に来ていないと思うのですが、教員の方から見ると困っている状況にあります。でも、勝手に支援計画が作れないという状況で、同じような事情が小中学校にもあるのだと思います。

○中島委員長

このことには二つ問題があって、一つ目は支援計画を作れないことによって本人が十分に伸び切れないということと、二つ目は特に小学校ではクラスを混乱させてしまうようなことがあって集団に影響があるということだと思います。県、市町村の教育委員会が、保護者の理解を得られるような啓発に向けて、今よりもできることはあるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

できることはあると思います。やはり、啓発というものは続けてやっていかなければなりませんし、また、小中学校に対しては、現在 LD 等専門員が非常に効果を上げているのですが、必要な生徒児童の数も増えてきたので、LD 等専門員を必要としているところに十分に行ききれていないという状況があると思います。ですので、これから LD 等専門員をより効率的に配置をしていくこと、または、特別支援学校のセンター的機能をもっと使っていただくようにアピールする取組みを強めていく必要があると思っています。

○坂本委員

報告事項オについてなのですが、給食の時間って、本当に給食を食べる時間には何分ぐらい使われているのでしょうか。準備等もあるのであわただしく食べているイメージがあります。

○小林小中学校課長

本当に食べている時間は、10分程度、というところが多いように思います。

○坂本委員

他の県でも短い、という実態を聞いたことがあるのですが、食べるは、生徒たちの貴重なコミュニケーションの時間だと思うので、そこでほっとして余裕を持って食べる時間があつたほうが良いと思います。食育についても、食事の中で、この食品はどこで取れたものだ、とか先生と生徒で会話ができれば、コミュニケーション能力に問題があると言われていた中ですが、そういったことにも生かせるのではないかと思います。鳥取県だけでもその時間を長く取ってゆっくりできると思います。

○山本教育長

そのためには何かの時間を短くしないといけません。

○佐伯委員

時間はちゃんと設定していると思うのですが、授業が長引いてしまったり、準備や配膳に手間取ったりするとどうしても時間が少なくなってしまうようです。

○山本教育長

給食前の授業をきっちりと終えるということだけを徹底するだけでも随分違うと思います。実態も聞きながら工夫を考えてみたいです。

一度、給食を一緒に生徒と召し上がって頂ければいいな、と思います。

○吉田体育保健課長

また、給食習慣とか、県民の日の給食といった機会がいろいろありますので、検討させていただいて、給食にご案内させていただこうと思います。

○中島委員長

報告事項カについて、派遣するスクールカウンセラーが被災地に行く場合、宿泊場所は少し離れたところを取らないといけないのでしょうかね。

○林教育総務課長

今は少し離れた所どころか、大分離れたところでも取るのが大変で、今回も1週間近く探して、益城町から十数キロ離れた所にやっと取れた状況ですが、それでもよく熊本市内に取れたな、という感じです。初めのころは派遣の班によっては福岡県内に泊まって毎日高速道路で2時間くらいかけて行くということも多くあり、近くても20キロ近く実際に活動する場所より離れた距離を往復するというのは多くあります。今は、宿泊施設の予約を取るのが派遣を行ううえで一番難しいこととなっています。

○中島委員長

食事とかも全部現地で調達するということですよ。

○林教育総務課長

はい、そうなのですが、現地では現在、物資は流通して来ておりまして、コンビニ等は十分に動いていますので、食事は途中で自分で買うことはできています。やはり1週間の滞在となると、宿泊施設を確保するのが大変です。実際、現在計画している3人のうちの2人は宿があるのですが、3人目の宿がまだ確保できていない状況です。

○中島委員長

移動はレンタカーですか。

○林教育総務課長

今派遣している隊はレンタカーを借りましたし、来週行っていただく方については10キロ以内と近いですし派遣先の学校も調整がついて決まっているので、タクシーの利用で移動していただきます。本人は全然知らない土地で交通事情も分からない状況ですので、なるべく本人の負担がないように、とも考えてタクシーの利用としております。

○足羽参事監兼高等学校課長

先程の議案第6号の修正文ですが、配慮事項の表記につきまして検討をしました。1と2と案を上げさせて頂きましたが、この選抜方針につきましては告示行為となりますので、先ほど知事部局の政策法務課にも内容表記についての確認を取って参りました。先程委員さんのほうでご指摘がありました、障害者差別解消法の趣旨に基づき、という内容が文の中で二つに係ることを回避するためには、1の案の通り文章の途中に「また」を入れて区切ってしまう方法があります。ただ、これだと同じ表記内容が続いてしまいます。2案では、対象となる生徒を「及び」で一つに括り、配慮する根拠を例示として表記することで、1の案での同じ表現の繰り返しを回避しております。表記としては2案のほうがすっきりすると思いますが、分かりやすさという点を考慮すれば多少回りくどいけれども1案の方がわかりやすいです。私は2案を提案したいと考えているのですが、いかがでしょうか。

○中島委員長

告示行為となるのですね。

○林教育総務課長

はい、これは県公報に告示をします。そのため、政策法務課の法制審査を実施しないといけません。教育委員会の中で方向性を決めて頂きますが、文章の微調整等必要となりましたら、最終的には教育長の決裁にて調整をすることもございます。

○松本委員

確かに2の案の方がすっきりとしていますが、わかりにくさもあるように感じます。1の案の方が、誤解が生じにくいと思います。

また、項目名が検査に当たっての配慮、ですので「各検査にあたり、」という文言を冒頭に持つてくるほうが良いと思います。

○中島委員長

それでは、内容は1の案をベースとし今のやりとりを踏まえた上で修正頂き、最終的な法制審査での微調整を含めて教育長に一任します。

では、議案6号について、修正文については教育長に一任するということにします。

報告事項についてはこれで終わりました。各委員の方から何かございますか？

本日の教育委員会はこれで終わります。次回は6月23日でよろしいでしょうか。以上で本日の日程を終了します。お疲れさまでした。